

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

## 公 告

- 土地改良区役員の退任の届出 (仙台地方振興事務所) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (精神保健推進室) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 一
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 二
- 選挙管理委員会
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 五
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 六

## 告 示

○宮城県告示第四百四十五号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。  
令和五年六月十三日

退任した者

宮城県仙台地方振興事務所  
所長 高橋 義 広

## 公 告

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年五月三十一日	佐藤 一 榮	仙台市青葉区芋沢字原田一番地	理事

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。  
令和五年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たかはし二丁目薬局	多賀城市高橋二一五一二七	令和五年六月一日
ひがし薬局七ヶ宿	刈田郡七ヶ宿町字関一八四番地の一	令和五年六月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションあやめ名取	名取市植松四一七三三三 コーポマツシマ一〇一号室	令和五年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。  
令和五年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
中川薬局利府店	宮城郡利府町青山二一〇	令和五年四月三十日
今秀薬局中央店	栗原市築館留場桜町一八一	令和五年四月三十日
たかはし二丁目薬局	多賀城市高橋二一六一五	令和五年五月三十一日
ひがし薬局七ヶ宿	刈田郡七ヶ宿町字関一八四番地の一	令和五年四月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年六月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
塩竈市大日向町七十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市留ヶ谷三丁目五番七号  
株式会社ハッピー不動産建設

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年六月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市下増田字土手西二番三、同字耕谷四番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市若林区蒲町二十一番三十二一〇一  
橋沼 亨

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 令和5年度債務教一〇一〇二号

2 工事名 佐沼高校舎等改築工事（その一）

3 施工場所 登米市迫町佐沼字末広一

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から令和七年八月二十九日まで

5 工事概要 普通教室棟 RC造一部SRC造三階 延べ面積四、七〇九平方メートル

東特別教室棟 RC造一部S造二階 延べ面積四九九平方メートル

渡り廊下 S造平家 建築面積八六平方メートル

駐輪場七棟 S造平家 延べ面積計二四七平方メートル

倉庫棟四棟 S造平家 延べ面積計九三平方メートル

6 予定価格 二、四三〇、三〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者並びに2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 令和5年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 開札日において、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係

を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千三百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百五十点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長 櫻井 功

2 担当課及び担当班

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二一二一一三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 2と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

令和五年六月十三日（火）から令和五年六月二十七日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く）午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法  
2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの欄からダウンロードできる。  
4 設計図書等の閲覧及び貸出  
当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

令和五年六月十三日(火) から令和五年八月十日(木) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

令和五年八月十七日(木) 午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月十八日(金) 午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 一八〇三会議室(宮城県行政庁舎十八階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の3により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

令和五年六月十三日(火) から令和五年六月二十七日(火) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ及び入札情報サービスシステムにおいて閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Name of Construction : Renovation of Miyagi Prefecture Sanuma High School buildings (Part 1)

2 Details of Construction :

- Standard classroom building, reinforced concrete as well as part steel reinforced concrete.

- 3 floors, total surface area of 4,709㎡

- East special classroom building, reinforced concrete as well as part steel, 2 floors, total surface area of 499㎡

- Corridor, steel, 1 floor, building area of 86㎡

- Bicycle parking area, 7 structures, steel, 1 story, total surface area of 247㎡

- Warehouse building, 4 buildings, steel, 1 story, total surface area of 93㎡

\* Excludes installation work, but includes exterior work

3 Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section,

Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan

TEL: 022-211-3336

4 Deadline for Application for Bid Submission : June 27<sup>th</sup>, 2023, 5 : 00 p.m.

5 Person in Charge of Bidding : Isao Sakurai, Director, Government Contract Division,

Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

6 Deadline for Bid Submission : August 17<sup>th</sup>, 2023, 5 : 00 p.m.

7 Place for Bid Selection : Conference Room 1803, Miyagi Prefectural Government Building

18th Floor, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture

8 Date and Time for Bid Selection : August 18<sup>th</sup>, 2023, 10 : 00 a.m.

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第五十九号

令和五年六月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数  
三八、三二〇

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三九、四三四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、八五七	岩沼選挙区	一一、一一一
宮城野選挙区	五三、一九〇	登米選挙区	二一、四六九
若林選挙区	三八、九七八	栗原選挙区	一八、三九五
太白選挙区	六五、七三六	東松島選挙区	一一、〇二五
泉選挙区	五九、五九六	大崎選挙区	三五、六一七
石巻・牡鹿選挙区	四〇、九八六	富谷・黒川選挙区	二五、五六五
塩釜選挙区	一五、〇八四	柴田選挙区	二二、五八五
気仙沼・本吉選挙区	二〇、七三一	亘理選挙区	一一、九二九
白石・刈田選挙区	一一、八七三	宮城選挙区	一三、八二二
名取選挙区	二一、七三三	加美選挙区	八、〇九四
角田・伊具選挙区	一一、四四三	遠田選挙区	一一、一四一
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、五二九		

○宮選管告示第六十号

令和五年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三三九、四三四